

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ) 子会社株式及び

関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

ロ) 関係会社出資金…………… 有限責任事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ハ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、有限責任事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

半製品、仕掛品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

機械及び装置…………… 4～17年

工具、器具及び備品…………… 2～20年

車両運搬具…………… 5年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益による償却方法と見込販売期間（3年）の均等配分額を比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

③ 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産

3年均等償却

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金…………… 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属

させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の事業年度から損益処理することとしております。

- ④ 役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支払に充てるため、当社内規に基づき計上しております。

なお、取締役会の決議による当該内規の変更により、2001年7月1日以降の在職期間に対応する役員退職慰労金は、生じておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で、（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① エンジニアリングコンサルティング

エンジニアリングコンサルティング事業における主な業務のコンサルティング業務及びシステム開発業務においては、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は、その進捗を発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）により見積り、収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積ることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② プロダクツサービス

プロダクツサービス事業における主な業務のパッケージソフトウェア販売においては、注文書・契約書等で受け渡しの条件を指定しており、顧客がソフトウェアを利用できる状態になった時点で顧客に支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、技術サービスにおいては、契約期間にわたり、概ね一定の役務を提供することから、役務提供期間にわたり取引価格を按分する方法により収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

投資有価証券の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券に含まれる市場価格のない株式

4,167,732千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

投資有価証券に含まれる市場価格のない株式は、主に当該投資先の超過収益力を反映した価額で取得した株式であります。

当社は、当初評価した超過収益力が変動していないかについて、投資先の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの現在価値から算定した株式価値を株式簿価と比較すること、及び事業計画の達成状況を継続的に把握することにより判断しております。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

主要な仮定は、株式価値の算定に用いた投資先の事業計画における将来の売上予測及び割引率であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

投資先の超過収益力の評価を反映した株式の実質価額が取得原価の50%程度を下回った場合、減損損失を計上することとなります。

3. 貸借対照表に関する注記	
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	562,142千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	107,943千円
長期金銭債権	81,812千円
短期金銭債務	134,185千円
4. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
仕入高	778,402千円
販売費及び一般管理費	2,843,072千円
5. 株主資本等変動計算書に関する注記	
(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項	
当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数	
普通株式	5,500,000株
(2) 配当に関する事項	
配当金支払額	
該当事項はありません	
6. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金	7,681千円
ソフトウェア	1,066千円
未払事業税	40,420千円
未払事業所税	6,713千円
未払賞与等	671,232千円
退職給付引当金	767,198千円
役員退職慰労引当金	27,056千円
投資評価損	618,069千円
その他	144,835千円
繰延税金資産小計	2,284,270千円
評価性引当額	△639,421千円
繰延税金資産合計	1,644,849千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△392,165千円
繰延税金負債合計	△392,165千円
繰延税金資産の純額	1,252,684千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、余剰資金の運用については安全性を最優先とし、元本割れリスクの伴う投機的な取引は行わない方針であります。資金調達については、設備投資計画・研究開発計画に基づいて、必要な資金を社債発行及び銀行借入により調達しております。

② 主な金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社が定めた「営業管理規則」に従って、信用状態の変化、売掛金回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これらは発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されているため、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である買掛金は、仕入先・外注委託先に対する債務であり、未払金・未払費用は一般経費に係る債務であり、ほとんど短期間で支払われます。

借入金は、設備投資・研究開発投資のための資金と短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。

短期借入金は、年次・月次の資金計画により調達しておりますが、1年以内の短期間で返済しております。また、長期借入金は固定金利で調達し、金利変動リスクに備えております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（(注)2.をご覧ください。）

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 （ 千 円 ）	差 額 （ 千 円 ）
(1) 投 資 有 価 証 券	309,730	309,730	—
(2) 長 期 借 入 金 （*1）	2,409,690	2,358,963	△50,726
(3) リ ー ス 債 務 （*2）	31,020	29,603	△1,416

（*1）1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（*2）1年以内に期限が到来するリース債務を含めて表示しております。

（注）1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものあることから、記載を省略しております。

また、「破産更生債権等」については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

（注）2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	貸借対照表計上額（千円）
そ の 他 有 価 証 券	
非 上 場 株 式	4,167,732
投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 出 資 金	60,108
合 計	4,227,840
関 係 会 社 株 式	15,524
関 係 会 社 出 資 金	58,844

非上場株式及び投資事業有限責任組合出資金については、市場価格がないため「(1)投資有価証券」には含めておりません。

関係会社株式及び関係会社出資金については、市場価格がないため時価開示の対象としておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記
親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 構造計画研究所ホールディングス	被所有 直接100%	経営管理等 役員の兼任	コンサルタント料	963,400		
				業務委託料	1,510,036		
				賃借料	1,068,399	前渡金	304,376

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
関連会社	RemoteLock, Inc	直接 36.24%	ロイヤリティの支払等 役員の兼任	Convertible Noteの取得	320,180	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) Convertible Noteの取得価額については引受契約に基づき決定しております。

また、当期に全額評価損を計上したため、期末残高は0円となっております。

同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	(株) リモートロック ジャパン	—	ロイヤリティ の支払等 役員の兼任	ロイヤリティ・外注委託費の支払 (注) 1	158,326	買掛金	4,311
				出向分担金 (注) 2	225,000	未収入金	225,000
				分割時の入金 預り額 (注) 3	—	未払金	197,561
親会社の子会社	International Logic Corporation	—	役員の兼任	仕入の前渡 (注) 4	—	前渡金	161,606

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 ロイヤリティに関する契約等に基づき金額を決定し支払っております。

(注) 2 出向分担金に関する契約に基づき金額を決定しております。

(注) 3 会社分割の際に当社から(株)リモートロックジャパンに移転した債権を当社にて回収したものであります。

(注) 4 取引金額については、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

752円52銭

1株当たり当期純損失(△)

△79円71銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 企業結合等関係に関する注記

共通支配下の取引等

(会社分割)

(1) 取引の概要

・会社分割の目的

当社のリモートロック事業を株式会社リモートロックジャパン（以下、「リモートロックジャパン」）に承継させることにより、グループの事業の多様化に即した自立的・機動的な意思決定と事業運営、並びに人を中心とする経営資源の適切な配分を行うことによる持続的な成長を目指すために行われるものであります。

・本会社分割の要旨

① 本会社分割の日程

ア 承継会社

本会社分割承認取締役決定	2025年8月12日
本会社分割契約締結	2025年8月12日
本会社分割効力発生日	2025年9月30日

イ 分割会社

本会社分割承認取締役会	2025年8月12日
本会社分割承認株主総会	(会社法319条による書面決議) 2025年8月12日
本会社分割契約締結	2025年8月12日
本会社分割効力発生日	2025年9月30日

※ 本会社分割は、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、当社において吸収分割契約承認のための株主総会は開催いたしません。

② 本会社分割の方式

株式会社構造計画研究所ホールディングスの完全子会社である当社を分割会社、同じく株式会社構造計画研究所ホールディングスの完全子会社であるリモートロックジャパンを承継会社とする吸収分割です。

③ 本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割は、株式会社構造計画研究所ホールディングスによる共通支配下関係にある完全子会社同士の吸収分割であるため、リモートロックジャパンは、本会社分割に際して、当社に対して株式その他の金銭等の割当ては行いません。

④ 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

⑤ 本会社分割により増減する資本金

本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

リモートロックジャパンは、本会社分割に際して、本資産等（詳細は、吸収分割契約書において定めるものとします。）を承継します。なお、リモートロックジャパンによる債務の承継は全て免責的債務引受の方法によるものとします。

⑦ 債務履行

本会社分割の効力発生日以後も、リモートロックジャパンが負担すべき債務について、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。